

忠岡町一般廃棄物処理基本計画等策定業務

公募型プロポーザル実施要領書

令和4年4月

忠 岡 町

1. 目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するもので、令和4年策定の忠岡町一般廃棄物処理基本構想を基本に、長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

また、忠岡町クリーンセンターは建設稼働後36年が経過し、老朽化が進行しており、施設の運転管理契約が終了する令和6年4月以降のごみ処理方式について、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢などを踏まえた提案を受け、調査・検討を深めていくものです。

あわせて、一般廃棄物処理を外部に委託した場合の、現地の状況及びコストを把握するため、一般廃棄物中継施設整備について調査・検討を行うもので、専門的な知識を有する受託者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

忠岡町一般廃棄物処理基本計画等策定業務

(2) 業務内容

「忠岡町一般廃棄物処理基本計画等策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月30日まで

(4) 業務費上限額

業務費上限額 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約保証金

契約保証金は100分の10以上とし、現金又は銀行振出しの小切手で納めるものとする。

ただし、保険会社との間に忠岡町を被保険者とする保証契約を締結したときは免除する。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 本町の測量・建設コンサルタント入札参加資格者名簿（令和4年度・令和5年度）に登録されていること。

(2) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、忠岡町建設工事等指名停止要綱（平成6年4月1日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てを

なされなかった者とみなす。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 忠岡町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 2 日条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (8) 平成 24 年 4 月 1 日以降において、地方公共団体が委託する一般廃棄物処理基本計画の策定に係る業務の受託実績を有すること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。
- (9) 管理技術者は技術士（衛生工学部門）の資格を有していること。

4. スケジュール、事務手順

| | |
|----------------|--------------------|
| ・ 公募広告 | 令和 4 年 4 月 6 日（水） |
| ・ 質疑書提出締切 | 令和 4 年 4 月 15 日（金） |
| ・ 質疑書回答日 | 令和 4 年 4 月 18 日（月） |
| ・ 参加表明書等提出 | 令和 4 年 4 月 22 日（金） |
| ・ 参加書類審査通知日 | 令和 4 年 4 月 26 日（火） |
| ・ 企画提案書提出締切 | 令和 4 年 5 月 16 日（月） |
| ・ プレゼンテーション審査日 | 令和 4 年 5 月 18 日（水） |
| ・ 審査結果通知、結果公表 | 令和 4 年 5 月 20 日（金） |

5. 選定委員会等の構成

(1) 選定委員会

廃棄物減量等推進審議会委員 1 名、町職員 4 名

(2) 事務局

忠岡町役場 住民部 生活環境課

住所 〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 34 番 1 号

電話 0725-22-1122 FAX 0725-22-1128

mail tadaokaseikatsu@town-tadaoka.jp

6. 質疑の提出及び回答

(1) 提出書類

質疑書（様式 5）

(2) 提出締切

令和 4 年 4 月 15 日（金）まで

(3) 提出方法

5 - (2) 事務局 記載の電子メールアドレス宛に送付してください。
電子メールの件名は、【質疑：会社名】と記載の上、送付してください。

(4) 回答日

令和 4 年 4 月 18 日（月）

(5) 回答方法

質疑に対する回答は、忠岡町のホームページに掲載します（質疑のない場合も同様）。

7. 参加申し込み

参加資格を満たし本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出してください。
なお、期限までに提出がない場合は受け付け出来ませんので、ご注意ください。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式 1）

②会社概要書（様式 2）

③業務実績書（様式 3）

- ・本業務の同種業務及び類似業務に関する、公共団体からの受託実績を記入してください。
- ・TECRIS の写しを添付してください、TECRIS 記載事項で証明しがたい場合は、契約書の写しも添付してください。

④予定技術者申告書（様式 4）

- ・本業務の同種業務及び類似業務に関する、公共団体からの受託実績を記入してください。
- ・TECRIS の写しを添付してください、TECRIS 記載事項で証明しがたい場合は、契約書の写しも添付してください。

(2) 提出締切

令和 4 年 4 月 22 日（金）まで

（受付時間は、開庁日の 9 時から 17 時 30 分まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、令和 4 年 4 月 22 日（金）17 時 30 分必着とします。

(4) 提出先

5 - (2) 事務局

(5) 提出部数

各 1 部

(6) 提出書類作成の留意事項

- ①提出された書類の修正又は変更は出来ません。
- ②提出された書類の返却はいたしません。

(7) 参加の承認

参加承認の可否については、令和4年4月26日(火)までに、参加表明書に記載された担当者 E-mail アドレスに電子メールにより通知します。

8. 企画提案

(1) 提出書類

①企画提案届出書(様式6) ※1部

②企画提案書(任意様式) ※10部

- ・仕様書の業務内容を踏まえて企画提案書を作成してください。
- ・提出する書類の規格は、A4版・横書き・文字サイズ10.5ポイント以上・両面印刷で10ページ以内とします。
- ・1社1案とし、PRしたいポイントや提案趣旨を、簡潔にわかりやすく記載してください。
- ・提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないように注意してください。

③見積書(任意様式) ※1部

- ・様式は自由、積算内容がわかる内訳書を添付してください。
- ・消費税及び地方消費税を含む価格で、税額も記載してください。
- ・2. 業務概要(4) 委託料上限額を超える金額の場合は失格となります。

(2) 提出締切

令和4年5月16日(月)まで

(受付時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時30分まで)

(3) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、令和4年5月16日(月)17時30分必着とします。

(4) 提出先

5-(2) 事務局

(5) 提出書類作成の留意事項

- ①提出された書類の修正又は変更は出来ません。
- ②提出された書類は返却いたしません。
- ③会社名ロゴマーク等、作成者が誰であるかわかる表示は一切しないでください。

9. 委託候補者の選定等

(1) 選定方法

委託候補者の選定は、公募型プロポーザル事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査において、次のように決定します。なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、選定委員会の議決により、委託候補者を決定します。

- ①選定委員会において、企画提案書の提案について別紙に示す審査基準に基づいて書面審査による第1次審査を行い、合計点数の総計上位5者をプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査の対象者として選定します。なお、第1次審査において、審査項目の合計点数が過半に満たない場合は、失格とします。

- ②第2次審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙で示す審査基準に基づいて評価し、第1次審査の結果と併せて、最も高い評価を得た提案者を最優秀提案事業者として契約の委託候補者とします。
- ③第1次審査及び第2次審査の総合得点が同点になった場合は、2次審査における得点が高い提案者を最優秀提案事業者として契約の委託候補者とします。
- ④上記の選定を経て、最優秀提案事業者が複数であった場合は、選定委員会の議決により、委託候補者を決定します。
- ⑤第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受けません。

(2) 第2次審査対象の選定結果及びプレゼンテーション等の時間、場所等の通知

- ①第2次審査対象に選定された者には、第2次審査対象選定の旨及び第2次審査の実施について記した「第1次審査結果通知書（様式8）」にて通知します。
- ②第1次審査において、第2次審査対象に選定されなかった者には、第2次審査対象に非選定の旨を記した「第1次審査結果通知書（様式8の2）」にて通知します。

(3) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

①実施日時

令和4年5月18日（水）

（集合時間は「第1次審査結果通知書（様式8）」に記載）

②実施場所

忠岡町シビックセンター3階 第3研修室

③実施時間

1企画提案者につき30分以内とし、概ねプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分以内とします。

④プレゼンテーションの方法

説明は、企画提案書記載内容をパワーポイント等に表現したものとし、新たな資料提示は出来ません。町の用意はスクリーン、プロジェクターのみとし、プレゼンテーションに使用するパソコンは持参してください。入室は3名以内とし、説明は、管理技術者若しくは主任技術者となる予定の方が行ってください。会社名を特定できるものを身に着けないでください。なお、プレゼンテーションは非公開とします。

(4) 第2次審査の結果通知について

第2次審査終了者に、第2次審査結果通知書（様式9、9の2、9の3）にて通知します。

(5) プロポーザルの審査結果の公表について

上記の審査を経て、委託候補者として選定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を忠岡町ホームページで公開します。

10. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が業務費上限額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合

(5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、選定委員会が失格と認めた場合

(6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり選定委員会が失格と認めた場合

11. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

12. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由などにより、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合があります。

13. 契約について

(1) 契約方法

①選定委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、忠岡町一般廃棄物処理基本計画等策定業務の委託候補者となります。

②業務委託契約の締結は、本町が設定する予定価格の範囲内で委託候補者と交渉を行います。

③委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本町が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉します。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と町が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなします。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(4) 業務委託契約書

別紙「業務委託契約書（案）」のとおり

(5) 契約保証金

契約保証金は100分の10以上とし、現金又は銀行振出しの小切手で納めるものとする。

ただし、保険会社との間に忠岡町を被保険者とする保証契約を締結したときは免除するものとする。

14. その他

(1) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、忠岡町情報公開条例（平成11年4月1日条例第8号）に基づき、提出書類等を公開する場合があります。

(2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を令和4年5月18日（水）までに、持参の上、提出してください。

附 則

この要領は、令和4年4月6日に施行し、委託候補者選定後、委託契約を締結した翌日をもってその効力を失う。